

山形県特別養護老人ホーム入所指針

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会

平成15年4月23日制定
平成17年4月21日一部改正
平成21年4月23日一部改正
平成27年2月18日一部改正
令和6年4月1日一部改正

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所判定対象者

- (1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を十分に考慮すること。また、地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。
 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 施設と保険者市町村との情報共有

要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きとすることを妨げるものではない。

- (1) 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとする。
- (2) この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。
- (3) (2)の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

- (4) また、下記5.の入所を決定する際の手続きとして設置する入所に関する検討のための委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、(3)の意見表明から相当期間が経過し、入所申込者の状況が変化した可能性があるとして施設が判断した場合、改めて保険者市町村に意見を求めること。

4 入所の申込み

(1) 申込方法

入所の申込みは、特別養護老人ホーム入所申込書に被保険者証の写し及び介護支援専門員等が作成する別紙「特別養護老人ホーム入所意見書」を添えて申し込むこととする。

また、申込者は「特別養護老人ホーム入所意見書」の記載事項に変更があった場合は、変更状況について報告しなければならない。この場合において、変更事項について介護支援専門員等の意見書を添えるものとする。

また、申込者が死亡又は他の施設に入所する等により入所申込みを辞退する場合においては、申込者又は家族は速やかに施設にその旨を報告しなければならない。

(2) 受付簿の管理

施設は受付簿を作成し、申込書を受付した場合は、受付簿のその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

5 入所検討委員会

- (1) 入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置する。
- (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成する。また、検討委員会には、施設職員以外の第三者（当該法人の評議員のうち地域の代表である評議員等）の参加を求めることが望ましい。
- (3) 検討委員会は、施設長が召集し、原則として2ヶ月に1回の開催とする。
- (4) 検討委員会は、入所選考者名簿の確定を行う。
- (5) 検討委員会は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その審議内容（3（3）及び（4）の保険者市町村の意見を含む。）を記載した議事録を作成し、5年間保存するとともに、県及び市町村から求められた場合には、これを提出しなければならない。

6 入所選考者名簿の調製

(1) 調製方法

施設は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」）を、別表（入所申込者評価基準）に基づく評価により、上位の者から登載する。

(2) 調製時期

施設は、選考者名簿を、検討委員会の開催に合わせてその都度調製する。

7 選考者名簿の確定

検討委員会は、選考者名簿の上位の者について、別表（入所申込者評価基準）の特記事項の妥当性等、選考者名簿の順位及び次に掲げる個別事情を総合的に勘案し、選考者名簿の順位を確定するものとする。

なお、選考者名簿の上位の者とする人数については、検討委員会で定める。

- ① 性別（部屋単位の男女別構成）
- ② 施設の専門性

8 入所者の決定

施設は、確定された選考者名簿に基づき入所者の決定を行うものとする。

9 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、別表の評価基準及び検討委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。この場合において、施設長は次回の検討委員会に報告しなければならない。

- ① 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき。
- ② 老人福祉法に定める措置委託及び市町村が措置委託に準じ入所を依頼した場合。
- ③ 施設サービス計画に基づき当該施設から居宅に復帰した退所者の再入所の場合。

10 その他の取り扱い

(1) 申込者への説明

① 申込時の説明

施設は、申込者又は家族等に対して入所決定方法、4の(1)の変更及び辞退の報告等についての説明を行い、申込書の確認欄に確認の署名を受けるものとする。

② 評価結果等の説明

施設は、申込者又は家族等から申し入れがあった場合には、申込者自身に係る別表（入所者評価基準）に基づく評価結果、選考者名簿の順位、入所決定過程等について説明しなければならない。

(2) 申込者の調査及び関係機関との連携

施設は、申込者の状況について、原則として1年（4の(1)の変更の報告があった者については、当該報告後1年）に1回調査を行うとともに、申込者の担当介護支援専門員を始めとした関係者との継続的な連携を図り、常に的確な情報把握に努めるものとする。

なお、調査の対象とする申込者については、入所の必要性の高い申込者についてのみとすることができる。ただし、その場合は、入所の必要性の高い申込者についての根拠を明確にしておかなければならない。

11 適正運用

施設等は、この指針に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

12 その他

(1) 地域等における取り扱い

県内の市町村等において指針の作成について独自の取組がある場合には、これを妨げるものではない。なお、この場合においても、県内における均衡を著しく失することのないよう留意されたい。

(2) 入所指針の適用時期

この入所指針は、令和6年4月1日から適用する。

<入所指針の留意事項>

1 「4 入所の申込み（1）申込方法」

- ・入所の申込みにあたっては、4の（1）に記載以外の書類について、各施設において必要とする書類の添付を妨げるものではないこと。記載以外の書類としては、医療保険証の写し等が考えられる。
- ・介護支援専門員等とは、病院に入院中の者はソーシャルワーカー、介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所（入院）の中の者は施設の介護支援専門員、認知症対応型共同生活介護・特定施設入所者生活介護に入所中の者は、計画作成担当者が考えられる。
- ・介護支援専門員等が作成する意見書の添付が困難な場合は、施設の聞き取り調査によることができる。

2 「5 入所検討委員会」

- ・（3）の検討委員会の開催頻度は、原則として2ヶ月に1回とするが、入所者の決定状況と退所者の状況等により、施設の判断により変更することができる。

3 「9 特別な事由による入所」

- ・②の「市町村が措置委託に準じ入所を依頼した場合」には、養護老人ホーム入所者で養護老人ホームによる対応が困難になり、市町村から入所の依頼があった者を含む。
- ・③の「居宅」には、病院に入院した者で単に住所が居宅に変更となった者は含まれない。
- ・長期の入院により当該施設を退所した者の再入所について、現に優先的な入所の取扱いを行っている施設にあっては、各施設の判断により、「特別な事由による入所」として取り扱うことができる。